

倉敷市玉島地区
家庭ごみ収集運搬業務

落札者決定基準書

令和7年4月3日

倉敷市

総則

倉敷市（以下「本市」という。）では、家庭ごみ収集運搬業務の確実かつ安定的な施行が確保されることを目的として、本業務の受託者選定に当たっては、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価条件付一般競争入札を採用することとした。

この落札者決定基準は、総合評価方式により落札者を決定するため、入札参加者から提出された企画提案書の内容について、仕様書・作業手順書・車両規格指示書・設計書・契約書等（以下「要求水準書等」という。）により可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

1 受託者選定の手順

本業務における受託者の選定は、入札価格及びその他の条件により落札者を決定する総合評価条件付一般競争入札に基づき次の手順で実施する。

1.1 入札参加資格の確認

本市では、入札参加資格審査申請書により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき入札参加資格要件を満たしているかを確認し、その結果を応募者に対し通知する。資格不備の場合は失格とする。

1.2 企画提案内容の基礎点部分項目審査

本市は、企画提案書の基礎点部分項目について、全ての項目に対して企画提案されていること、また、記載された内容が、要求水準書等を満たしていることを確認する。なお、企画提案のない項目、又は、本市が要求する水準に明らかに達していないと考えられる項目が1つでもあった場合は失格とする。

なお、参考として、各項目における本市の要求水準について、要求水準書等の抜粋を末尾に記載する。

1.3 企画提案内容及び入札価格の得点化審査

1.3.1 企画提案内容の得点化

本市は、企画提案書に記載された内容について、この落札者決定基準に示す得点化審査の方法に従って評価する。

1.3.2 意見聴取

本市は、本市が行った企画提案内容の得点化審査に対して、学識経験者 2 名の意見を聴取する。

1.3.3 入札価格の確認

本市は、入札書に記載された入札価格に 100 分の 110 を乗じて得た額が予定価格を超えていないこと、又は入札説明書に記載された方法で算出された失格基準価格を下回っていないことを入札書開札時に確認する。

この結果、入札価格に 100 分の 110 を乗じて得た額が予定価格を超える場合、又は失格基準価格を下回る場合は失格とする。

1.3.4 入札価格の得点化

本市は、入札価格について、この落札者決定基準に示す得点化方法に従って評価する。

1.3.5 落札候補者の選定

本市は、入札参加者ごとの評価値（企画提案点及び価格点の合計）を算出し、評価値が最も高い企画提案書及び入札書を提出した者を落札候補者として選定する。ただし、評価値が最も高かった者であっても、当該入札価格に 100 分の 110 を乗じて得た額が低入札価格調査基準価格を下回る場合（失格となった者を除く。）には低入札価格調査を実施する。

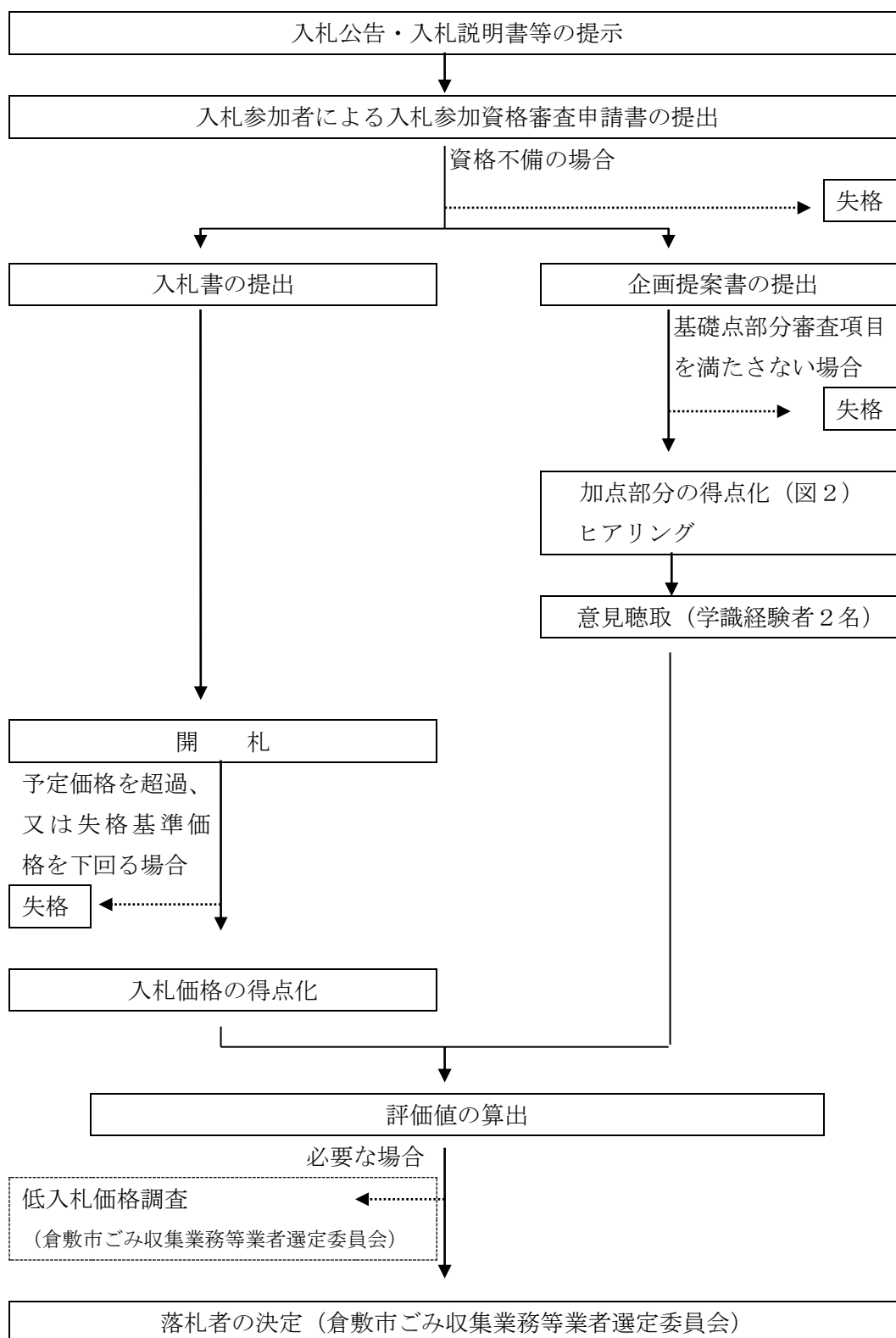
1.4 落札者の決定

本市は、本市が行った得点化審査の結果、落札者を決定する。

1.5 審査の流れ

上記に示した審査の流れは、次項の図 1 に示すとおりである。

審査の流れ図（図1）



2 得点化審査の方法

2.1 審査の方法

企画提案書及び入札書に記載された内容について、次の審査方法に従い得点化する。

2.1.1 得点化審査の基本方針

得点化審査による点数が総合評価の値となるため、その配点及び得点化基準については、本市が本業務に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定した。

本市は、家庭ごみ収集運搬業務の確実な履行を重視するとともに、良好な市民サービスが安定的かつ継続的に提供されることを期待する。

2.1.2 審査における項目別配点

前記の得点化審査の基本方針を踏まえ、配点を次のとおりとする。

表1 審査における項目別配点

審査事項		配点	
企 画 提 案 点	企画提案審査事項について	基礎点部分	加点部分
	施行体制に関する事項	10点	
	市民サービスに関する事項		9点
	業務遂行に関する事項		5点
	環境・安全への配慮に関する事項		6点
	研修に関する事項		5点
	災害対応に関する事項		5点
	小計	10点	30点
計	40点		
価 格 点	価格について	配点	
	入札価格	60点	
	小計	60点	
合計		100点	

2.2 基礎点部分項目の審査方法

基礎点部分項目について、次の審査方法に従い得点化する。

2.2.1 基礎点部分項目の審査内容

- ・基礎点部分項目の様式集に従った企画提案書ページ数となっていること
- ・基礎点部分項目の様式集に記載された全ての項目について、企画提案されていること
- ・企画提案の内容が本市の要求する水準に明らかに達しないものでないこと

2.2.2 基礎点部分項目の得点化

企画提案審査事項における基礎点部分項目について、前記の審査内容を全て満たしている場合は、基礎点10を得点として付与する。

なお、企画提案のない項目、又は、本市が要求する水準に明らかに達していないと考えられる項目が1つでもあった場合は失格とする。

2.3 加点部分項目の審査方法

加点部分項目について、次の審査方法に従い得点化する。

どの企画提案審査事項に対し企画提案するか、また、企画提案の数については、入札参加者の任意とするが、得点化の対象となった企画提案は、履行義務が生じることになる。

2.3.1 加点部分項目の審査内容

- ・加点部分項目の様式集に記載された項目について企画提案されていること
- ・加点部分項目の様式集に従った企画提案書ページ数となっていること
- ・企画提案内容が本市の要求する水準を超えていること。
- ・企画提案内容の実現性について、具体的な手法等が記述されていること
- ・企画提案内容の有効性について、具体的な記述がされていること
- ・企画提案全体について、同一事項に対し2以上の企画提案を行う場合、企画提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと
- ・企画提案内容については、家庭ごみ収集運搬に関する内容に限ること

2.3.2 加点部分項目の得点化

実現性について具体的な手法等が確認された企画提案ごとに、その有効性のレベルを次項に示す5段階評価（表2）によりポイント化する。

加算部分項目に関する有効性のポイント化（表2）

評価	各審査事項の企画提案に対する評価のレベル	ポイント
A	当該審査事項において、業務の安定性・効率性・サービス向上等に非常に有効である	5
B	AとCの中間程度	4
C	当該審査事項において、業務の安定性・効率性・サービス向上等に有効である	3
D	CとEの中間程度	2
E	当該審査事項において、業務の安定性・効率性・サービス向上等に一部有効と認められる	1

各企画提案審査事項の合計ポイントを次に示す表3により得点化する。

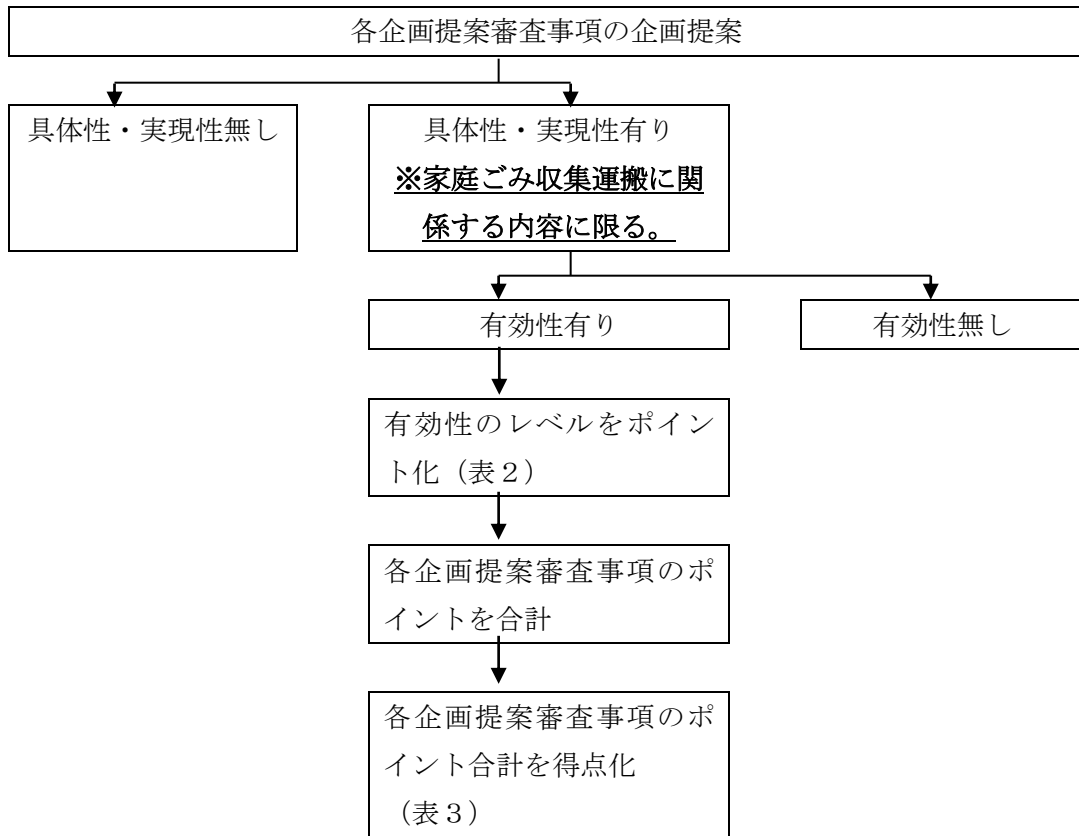
各企画提案審査事項におけるポイント合計の得点化（表3）

各企画提案審査事項のポイント合計	得点化方法
17以上	配点×1.0
13～16	配点×0.8
9～12	配点×0.6
5～8	配点×0.4
1～4	配点×0.2

2.3.3 加算部分項目の得点化の流れ

上記に示した得点化の流れ（図2）及び得点化作業シート（例）（表4）を次項に示す。

加点部分項目得点化審査フロー図（図2）



2.3.4 入札価格に関する得点化方法

入札価格に関する得点化方法は、次の算定式により得点を付与する。

算定式：入札価格のうち最も低い価格（最低価格）を60点とし、その最低価格と入札価格との比率で価格の得点化を行う。得点は、小数点第三位を四捨五入した値とする。

価格点 = (最低価格 / 入札価格) × 60点

※ 失格基準価格を下回って失格となった入札価格は、最低価格としては取り扱わない。